

快適職場づくり 事例集

(建設業編)



事業場で取り組んでいる
快適職場づくりの
事例を紹介します

1

快適な作業環境の維持管理

- 1 ——— 空気環境
- 2 ——— 温熱条件
- 3 ——— 視環境
- 4 ——— 音環境
- 5 ——— 作業空間等

2

作業方法を改善する措置

- 1 ——— 不良姿勢作業
- 2 ——— 重筋作業
- 3 ——— 高温作業等
- 4 ——— 緊張作業
- 5 ——— 機械操作等

3

疲労回復を図るための施設・設備の設置・整備

- 1 ——— 休憩室等
- 2 ——— 洗身施設
- 3 ——— 相談室等
- 4 ——— 環境整備

4

その他の快適な職場環境を形成するための措置

- 1 ——— 洗面所・更衣室等
- 2 ——— 食堂等
- 3 ——— 給湯設備・談話室等

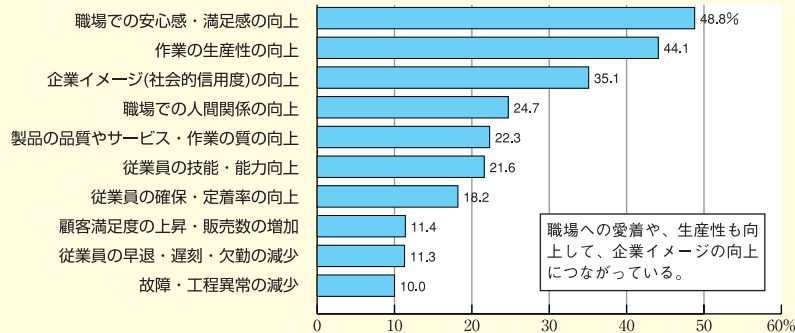
働く人々がその生活時間の多くを過ごす職場について、疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を形成していくことは極めて重要です。職場の快適性が高いと、労働災害の防止、健康障害の防止が期待できるだけでなく、職場の活性化に対しても良い影響を及ぼします。

ここでは実際の事業場で取り組まれているいろいろな快適化の事例を「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（快適職場指針）で示されている項目ごとに分類して紹介します。

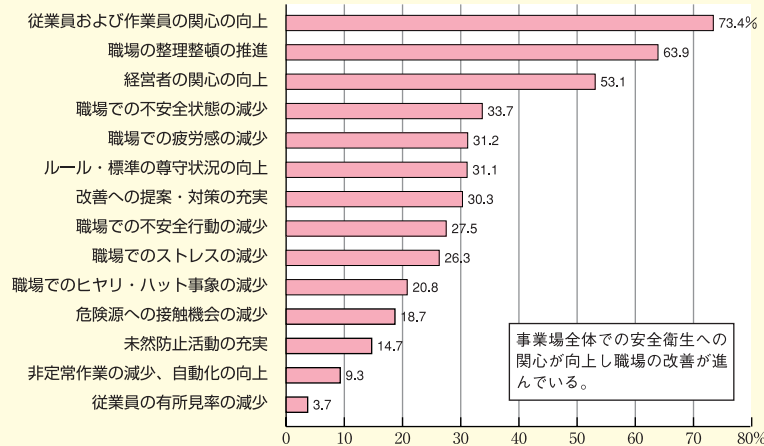
快適職場づくりのもたらす効果について

快適職場推進計画の認定後に計画を実行した結果について「効果あり」と評価できることについて

■職場全般に関すること

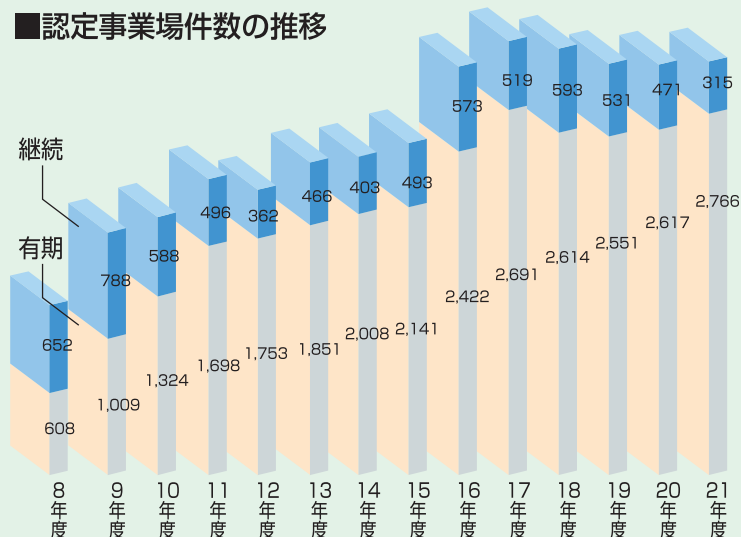


■安全衛生に関すること



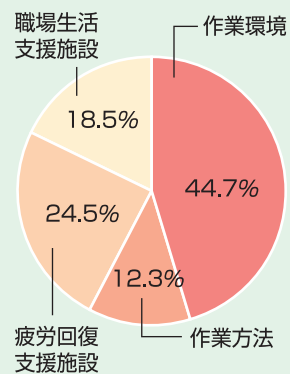
〔平成16年度 快適職場づくりのもたらす安全衛生等に関する効果についての実態調査〕より

■認定事業場件数の推移



■指針項目別割合

(平成4年度～21年度)



快適な作業環境の維持管理

1 空気環境

屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理するために必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。また、浮遊粉じんや臭気等が常態的に発生している屋外作業場では、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずることが望ましいこと。

受動喫煙防止対策

喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、受動喫煙（自らの意思とは関係なく環境中のたばこのけむりを吸引すること）による非喫煙者の健康への影響が報告され、職場における労働者の健康確保や快適な職場環境の形成促進の観点から、受動喫煙を防止するための対策が求められています。

受動喫煙を防止する方法には、事業場の敷地内または建物内全体を禁煙とする「全面禁煙」と喫煙室等でのみ喫煙を可能とする「空間分煙」があります。全面禁煙は空間分煙に比べ、より効果的に低コストで受動喫煙を防止することができます。空間分煙により対策を講ずる場合は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づき、たばこの煙が漏れない喫煙室の設置など、確実な受動喫煙防止措置が必要です。ガイドラインに基づく喫煙室の設置等の十分な対応が困難な場合には全面禁煙による対策の実施が勧奨されています。

◆屋内全面禁煙のすすめ◆

- 屋内全面禁煙は受動喫煙防止に効果的な方法です。
- ★たばこの煙やにおいのない、空気環境がきれいな職場になります。
 - ★禁煙者が増加し、喫煙者の喫煙本数も減少し、休業率の減少、仕事の効率上がるなどの効果が期待できます。
 - ★費用がかかりません。（喫煙室の設置、維持管理、空調の熱損失などの費用が不要）
 - ★全面禁煙に取り組んでいることで会社のイメージの向上につながります。



空気環境

土砂をトラックに積み込む際に土埃が立たないように建屋の中でカットゲートから直接積み込む方式にした。また、散水も行っている。

喫煙対策

屋外によしず張りの専用の喫煙所を設置



喫煙対策

休憩所から灰皿を撤去し禁煙とした。

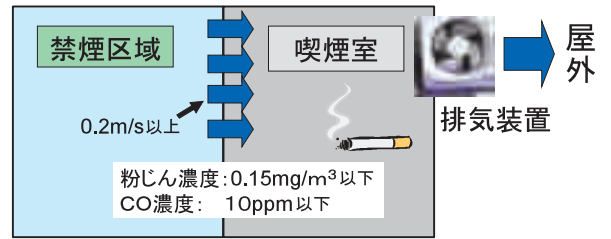
喫煙対策

禁煙の休憩所の隣に屋外喫煙コーナーを設置した。



職場における喫煙対策のためのガイドラインのポイント

- 喫煙対策は、労働衛生管理の一環として職場で組織的に取り組み、全員参加の下に確実に推進すること。
- 喫煙室等の設置等を行うこと。喫煙室等には、たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式の喫煙対策機器を設置すること。
- 職場の空気環境の測定を行い、浮遊粉じんの濃度を $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とすること。また、非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上とすること。
- 管理者や労働者に対して教育や相談を行い、喫煙対策に対する意識の高揚を図ること。
- 定期的に喫煙対策の推進状況及び効果を評価すること。



ガイドラインによる施設・設備、空気環境のポイント

2 温熱条件

屋内作業場においては作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。また、屋外作業場については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。

3 視環境

作業に適した照度を確保するとともに、視野内に過度な輝度対比や不快なグレアが生じないように必要な措置を講ずること。また、屋内作業場については、採光、色彩環境、光源の性質などにも配慮した措置を講ずることが望ましいこと。

4 音環境

事務所については、外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるとともに、事務所内のOA機器について低騒音機器の採用等により、低騒音化を図ること。また、事務所を除く屋内作業場についても、作業場内の騒音源となる機械設備について遮音材で覆うこと等により騒音の抑制を図ること。

5 作業空間等

作業空間や通路等の適切な確保を図ること。



温熱条件

移動式テントの中に電気ストーブを設置して冬季の屋外作業の負担を緩和した。

視環境

手元作業をしやすくするように補助照明として移動式のスポットライトを利用できるようにした。



温熱条件・視環境

冷暖房完備で十分な明るさの現場事務所

作業方法を改善する措置

2

1 不良姿勢作業

腰部、頸部等身体の一部又は全身に常態的に大きな負担のかかる不自然な姿勢での作業については、機械設備の改善等により作業方法の改善を図ること。

2 重筋作業

荷物の持ち運び等を常態的に行う作業や機械設備の取扱い・操作等の作業で相当の筋力を要するものについては、助力装置の導入等により負担の軽減を図ること。

3 高温作業等

高温、多湿や騒音等の場所における作業については、防熱や遮音壁の設置、操作の遠隔化等により負担の軽減を図ること。

4 緊張作業

高い緊張状態の持続が要求される作業や一定の姿勢を長時間持続することを求められる作業等については、緊張を緩和するための機器の導入等により、負担の軽減を図ること。

5 機械操作等

日常用いる機械設備、事務機器や什器等については、識別しやすい文字により適切な表示を行うとともに、作業動作の特性に適合した操作が行える等作業をしやすい配慮がなされていること。



不良姿勢作業

高所での作業を楽に行えるように高所作業台を各階に導入した。



重筋作業

資材を運搬するのにストッパーが付いたキャスター付きの台車で運ぶようにして、運搬の負担を軽くした。



緊張作業

クレーンの玉掛け作業時にオペレーターから作業員や吊り荷の様子がわかりにくいことがあるので、ブームの先端にカメラを設置してモニターで確認できるように緊張を軽減した。

3

疲労回復を 図るための 施設・設備の 設置・整備

1 休憩室等

疲労やストレスを効果的に癒すことができるように、臥床できる設備を備えた休憩室等を確保すること。

2 洗身施設

多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合には、シャワー室等の洗身施設を整備するとともに、常時これを清潔にし、使いやすくしておくこと。

3 相談室等

職場における疲労やストレス等に関し、相談に応ずることができるよう相談室等を確保すること。

4 環境整備

職場内に労働者向けの運動施設を設置するとともに、敷地内に緑地を設ける等の環境整備を行うことが望ましいこと。



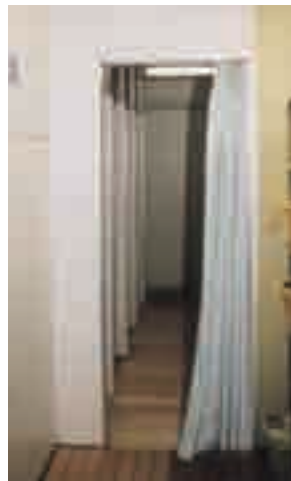
休憩室

作業現場の近くに休憩室コーナーを作った。自動販売機や観葉植物などを置いてリラックスできるようにした。



休憩室

休憩室で臥床できるようにした。



洗身施設

シャワー室、洗濯機を設置した。



環境整備

朝礼台の前にプランターを置いた。



環境整備

休憩室や事務所棟の前にプランターを置いてリラックスできるようにした。

その他の快適な 職場環境を 形成するための 措置

1 洗面所・更衣室等

洗面所、更衣室等の労働者の就業に際し必要となる設備を常時清潔で使いやすくしておくこと。

2 食堂等

食堂等の食事をするのできるスペースを確保し、これを清潔に管理しておくこと。

3 給湯設備・談話室等

労働者の利便に供するよう給湯設備や談話室等を確保することが望ましいこと。



洗面所・更衣室等

洗面所を設け洗濯機を置いた。



食堂等

作業員用の食堂と売店を整備した。



給湯設備

休憩室に流し台を設置して給湯できるようにした。



中央労働災害防止協会 中央快適職場推進センター

(直通) TEL 03 (3452) 6396・6406 (代表) TEL 03 (3452) 6841

ホームページ : <http://www.jisha.or.jp/kaiteki/index.html>

都道府県ごとに快適職場推進センターが設置されており、同センターの快適職場推進アドバイザーが皆さまのご相談をお待ちしております。

また、快適職場づくりに関する行政へのご相談は、下記の都道府県労働局の各担当課へご連絡ください。

(2010年11月末日現在)

北海道快適職場推進センター	☎011 (747) 6141	北海道労働局労働衛生課	☎011 (709) 2311
青森快適職場推進センター	☎017 (777) 4686	青森労働局安全衛生課	☎017 (734) 4113
岩手快適職場推進センター	☎019 (623) 6521	岩手労働局安全衛生課	☎019 (604) 3007
宮城快適職場推進センター	☎022 (265) 4091	宮城労働局安全衛生課	☎022 (299) 8839
秋田快適職場推進センター	☎018 (862) 3362	秋田労働局安全衛生課	☎018 (862) 6683
山形快適職場推進センター	☎023 (674) 0204	山形労働局安全衛生課	☎023 (624) 8223
福島快適職場推進センター	☎024 (522) 6717	福島労働局安全衛生課	☎024 (536) 4603
茨城快適職場推進センター	☎029 (225) 8881	茨城労働局安全衛生課	☎029 (224) 6215
栃木快適職場推進センター	☎028 (678) 2771	栃木労働局安全衛生課	☎028 (634) 9117
群馬快適職場推進センター	☎027 (233) 3582	群馬労働局安全衛生課	☎027 (210) 5004
埼玉快適職場推進センター	☎048 (822) 3466	埼玉労働局安全衛生課	☎048 (600) 6206
千葉快適職場推進センター	☎043 (241) 7761	千葉労働局安全衛生課	☎043 (221) 4312
東京快適職場推進センター	☎03 (5678) 5556	東京労働局労働衛生課	☎03 (3512) 1616
神奈川快適職場推進センター	☎045 (662) 5965	神奈川労働局労働衛生課	☎045 (211) 7353
新潟快適職場推進センター	☎025 (543) 7664	新潟労働局安全衛生課	☎025 (234) 5923
富山快適職場推進センター	☎076 (442) 3966	富山労働局安全衛生課	☎076 (432) 2731
石川快適職場推進センター	☎076 (232) 2973	石川労働局安全衛生課	☎076 (265) 4424
福井快適職場推進センター	☎0776 (54) 3323	福井労働局安全衛生課	☎0776 (22) 2657
山梨快適職場推進センター	☎055 (251) 6626	山梨労働局安全衛生課	☎055 (225) 2855
長野快適職場推進センター	☎026 (223) 0280	長野労働局安全衛生課	☎026 (223) 0554
岐阜快適職場推進センター	☎058 (249) 1780	岐阜労働局安全衛生課	☎058 (245) 8103
静岡快適職場推進センター	☎054 (254) 1012	静岡労働局安全衛生課	☎054 (254) 6314
愛知快適職場推進センター	☎052 (221) 1439	愛知労働局労働衛生課	☎052 (972) 0256
三重快適職場推進センター	☎059 (227) 1051	三重労働局安全衛生課	☎059 (226) 2107
滋賀快適職場推進センター	☎077 (522) 1786	滋賀労働局安全衛生課	☎077 (522) 6650
京都快適職場推進センター	☎075 (321) 2731	京都労働局安全衛生課	☎075 (241) 3216
大阪快適職場推進センター	☎06 (6353) 7401	大阪労働局労働衛生課	☎06 (6949) 6500
兵庫快適職場推進センター	☎078 (231) 6903	兵庫労働局労働衛生課	☎078 (367) 9153
奈良快適職場推進センター	☎0742 (36) 2040	奈良労働局安全衛生課	☎0742 (32) 0205
和歌山快適職場推進センター	☎073 (446) 7000	和歌山労働局安全衛生課	☎073 (488) 1151
鳥取快適職場推進センター	☎0857 (52) 7300	鳥取労働局安全衛生課	☎0857 (29) 1704
島根快適職場推進センター	☎0852 (23) 1730	島根労働局安全衛生課	☎0852 (31) 1157
岡山快適職場推進センター	☎086 (225) 3571	岡山労働局安全衛生課	☎086 (225) 2013
広島快適職場推進センター	☎082 (224) 0832	広島労働局安全衛生課	☎082 (221) 9243
山口快適職場推進センター	☎083 (925) 1430	山口労働局安全衛生課	☎083 (995) 0373
徳島快適職場推進センター	☎088 (634) 1266	徳島労働局安全衛生課	☎088 (652) 9164
香川快適職場推進センター	☎087 (816) 1401	香川労働局安全衛生課	☎087 (811) 8920
愛媛快適職場推進センター	☎089 (921) 7033	愛媛労働局安全衛生課	☎089 (935) 5204
高知快適職場推進センター	☎088 (861) 5566	高知労働局安全衛生課	☎088 (885) 6023
福岡快適職場推進センター	☎092 (262) 7874	福岡労働局労働衛生課	☎092 (411) 4798
佐賀快適職場推進センター	☎0952 (32) 1519	佐賀労働局安全衛生課	☎0952 (32) 7176
長崎快適職場推進センター	☎095 (849) 2450	長崎労働局安全衛生課	☎095 (801) 0032
熊本快適職場推進センター	☎096 (356) 1989	熊本労働局安全衛生課	☎096 (355) 3186
大分快適職場推進センター	☎097 (532) 5763	大分労働局安全衛生課	☎097 (536) 3213
宮崎快適職場推進センター	☎0985 (25) 1853	宮崎労働局安全衛生課	☎0985 (38) 8835
鹿児島快適職場推進センター	☎099 (226) 3621	鹿児島労働局安全衛生課	☎099 (223) 8279
沖縄快適職場推進センター	☎098 (868) 2826	沖縄労働局安全衛生課	☎098 (868) 4402